

令和3年(2021年)1月4日 <No.13>

かほだより

長野県松本家畜保健衛生所
〒390-0851 松本市島内西川原 6931
TEL:0263-47-3223 FAX:0263-47-0101
E-mail: matsukachiku@pref.nagano.lg.jp
中信家畜畜産物衛生指導協会
TEL:0263-47-6789



今年もよろしくお祈りします



新年あけましておめでとうございます。

去年は当所の事業推進に御協力いただき大変ありがとうございました。

さて、昨今の家畜衛生を取り巻く状況ですが、豚熱は25都府県でのワクチン接種により新規発生は激減しましたが、アフリカ豚熱ウイルスの空港摘発が続出するなど今後も注意が必要です。高病原性鳥インフルエンザについては14県34事例(1/4時点)が発生するなど猛威をふるっています。また、牛については口蹄疫の国内再侵入が危惧されるなど油断のならない状況です。

今後も農場における消毒や畜舎・防獣ネット等の破損箇所の修繕を徹底するとともに、飼養衛生管理基準を遵守したバイオセキュリティの高い農場経営の継続をお願いします。

動物用医薬品の適正使用・記録の徹底をお願いします

休業期間終了前の家畜等の出荷による畜産物への動物用医薬品の残留事故が見受けられます。動物用医薬品による事故が発生すると、畜産物の廃棄による損害はもとより、畜産物の安全性に対する消費者の信頼失墜にもつながりかねません。

もう一度毎日の作業内容を点検し、事故を起こさないようにしましょう。

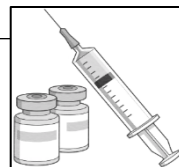
要指示医薬品は指示書どおりに使いましょう

- ・獣医師の診察を必ず受けてから指示書の発行を受けましょう。
- ・指示書に記載されている使用方法を必ず守りましょう。



医薬品の容器や添付文書に記載されている対象動物、医薬品の用法・用量、休業期間又は使用禁止期間を守りましょう!!

*「休業期間」は、医薬品残留の可能性のある畜水産物の流通を防ぐために定められた期間です。



動物用医薬品の使用記録をつけましょう

- ・どの家畜に、どの薬を使ったのかという記録をつけ、農業従事者全員と情報共有しましょう。
- ・医薬品使用者は次の①～⑥のとおり医薬品使用記録をつけましょう。
①名称、②用法・用量、③使用年月日、④使用場所、⑤動物の種類、頭羽数及び特徴、⑥使用禁止期間終了の翌日の年月日(乳、鶏卵等の出荷、と畜できる年月日)

薬を使った動物にはマークをつけましょう!!

*「使用禁止期間」は内容的に「休業期間」と同様ですが、使用規制省令により規定されており違反した場合は罰則の対象となります。



家畜・家きんの様子がおかしいと思ったときは
松本家保 ☎0263-47-3223 へ即通報

ONE NAGANO
みんなでひとつに がんばろう信州
Work together for a better tomorrow

担当：保健衛生課